

大和市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

平成27年8月24日

大和市長 大 木 哲

1 名称

鶴西自治会

2 規約に定める目的

地域的な共同事業活動を行うことにより、相互扶助の精神を旨とし、明るく住みよい街づくりを目的とする。

3 区域

大和市西鶴間二丁目25番17から29まで並びに六丁目1番から7番まで、8番1から6まで、15番1から8まで、16番から20番まで、21番1、2、6、7、9及び10並びに22番2及び37から49までの区域

4 主たる事務所

大和市西鶴間六丁目17番5号

5 代表者の氏名及び住所

(1) 氏名 羽深 章平

(2) 住所 大和市西鶴間六丁目17番5号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

(1) 代表者の職務執行の停止の有無 無

(2) 職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無

無

8 規約に定めた解散事由

(1) 地方自治法第260条の20の規定により解散する。

(2) 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会において出席者の3分の2以上の議決を得、かつ、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成27年8月14日